

公害行政法講座

3

神戸大学教授山田幸男 / 編
横浜国立大学教授成田頼明

ぎょうせい

公害行政法講座 第3巻

昭和51年12月25日初版発行 定価2,000円(送料200円)

編 者 山 田 幸 男
成 田 頼 明

発行所 株式会社 きょうせい

本 社 東京都中央区銀座7-4-12

営業所 東京都新宿区西五軒町52

(郵便番号 162)

電 話 代 表 (268) 2 1 4 1

振替口座 東京4-10,000番

印刷 行政学会印刷所(K) 製本(株)黒岩大光堂

* 乱丁本, 落丁本はおとりかえします。

この巻の刊行に当たって

この公害行政法講座（全三巻）の編集の依頼をお受けしてから、既に二年余を経過し、ようやく第三巻を刊行することとなった。次の刊行は第二巻でその全稿がいま校正の段階にあり、明春二月上旬には読者各位のお手許にお届けさせていただくことになっている。第一巻は、編者兩名の海外研究その他の事情もあって、明春三月下旬には刊行する予定となっている。

問題は、「公害行政法講座」という表現そのものが、既に編集の段階において、関係法令・判例・実例の解説という早いテンポの手引き書の刊行ということでは無意味であって、いわば環境保全行政法・生活基盤形成法・経済基盤形成法などという広い行財政的視角から、執筆者各位のご協力をお願いすべきではなかったのかということに存する。この点については、たまたま偶然にして第一巻の刊行が最後になるので、その中で出来る限りの論稿を編者によって草することによって補完させていただきたく存する。この講座の刊行の順序が逆になっているのは、こういう事情にもよるものと申し上げたい。

この二年間における執筆者各位の絶大なご協力を賜わったことに対しては、感謝の意の表明の致しようもない次第である。

この三巻の講座が、どれほどの役割を、我が国の将来の社会経済との関係で演ずることとなるのか。これは読者諸賢によって判定されていく問題であらう。

編集者の一人としてのわたくしは、次のように申し添えたく存ずる。

この講座は、「理論と実際」(theory and practice)という見地から草された論稿を多くの読者各位が期待されるとうすると、編者の担当分を含めて、必ずしもそうはなっていないということである。この講座の編集を分担したわたくしは、理論と実際の接点を明確に読者各位に提示できなかったことを衷心よりお詫び申し上げる次第である。

最近の一般的傾向として認められることであるが、「実際」が先行している行政法の領域において、「理論」は後で構成するという編集方式がとられることには無理からぬものがある。しかし、これほど遺憾なことはい。

読者諸賢におかれても、現代社会において、「学問の復興」を「文芸復興 renaissance」と比較して、それぞれに、想いを致されるようにとお願い申し上げる次第である。

一九七六年十一月一七日

山田幸男(筆)

成田頼明

凡 例

- (1) 引用文献は、著者名、書名、頁、執筆者名、論題、掲載雑誌等巻号頁の順とし、後掲の略語解によつてい
る。
- (2) 判例の引用は、裁判所名・判決年月日・出典名巻号頁（通巻頁による）の順とし、後掲の略語解によつて
いる。

- (3) 関係法令は、昭和五十一年一〇月一日現在によつた。

略 語 解

大審院民事判決録……………	民録	下級裁判所民事裁判例集……………	下級民集
大審院刑事判決録……………	刑録	下級裁判所刑事裁判例集……………	下級刑集
大審院民事判例集……………	民集	第一審刑事裁判例集……………	第一審刑集
最高裁判所民事判例集……………	刑集	行政裁判所判決録……………	行録
大審院刑事判例集……………	刑集	行政事件裁判例集……………	行裁例集
最高裁判所刑事判例集……………	刑集	訟務月報……………	月報
大審院裁判例……………	裁判例	司法研究第一八輯（報告書集四）……………	司法研究一八輯
最高裁判所裁判集（民事）……………	最判集（民）	国家学会雑誌……………	国家
最高裁判所裁判集（刑事）……………	最判集（刑）	法学協会雑誌……………	法協
高等裁判所民事判例集……………	高裁民集		
高等裁判所刑事判例集……………	高裁刑集		

法学論叢	論叢	法律のひろば	ひろば
民商法雑誌	民商	法律新聞	新聞
民事訴訟雑誌	民訴雑誌	税法	税法
総合判例研究叢書	総合判例	シュトイエル	シュト
判例時報	判時	税理	税理
判例タイムズ	タイムズ	税務弘報	税弘
法曹時報	法曹	税経通信	税経
法律時報	時報	ジュリスト	ジュリ

第四編

公害防止のための事業法

目次

第四編 公害防止のための事業法

第一章 公害防止事業 一

第一節 公害防止事業費事業者負担法 一

〔本法の特色〕 一

一 制定の経緯 一

二 費用負担の性格 二

三 他の公的負担との関係 三

四 個別規制法との関係 四

〔公害防止事業の概要〕 四

一 公害防止事業の範囲 四

二 施行者 二

三 対象事業者の範囲 三

四 費用の範囲 一六

五 事業者の負担総額 一七

〔費用負担決定の概要〕	三
一 事業者負担金の額	三
二 事業者負担金の決定	三
三 その他	二九
第二節 公害防止事業団法	三
〔本法制定の経緯と沿革〕	三
一 制定の経緯	三
二 公害防止事業団の性格	三
三 本法の改正	三
四 公害防止事業団の現状	三
五 今後の問題点	三
六 主要条文の解説	三
第二章 間接的防止事業	三
第一節 下水道法	三
一 目的	三
二 流域別下水道整備総合計画	三
三 公共下水道	三

四	流域下水道	七
五	都市下水道	三
六	国の援助と監督	五

第五編 公害救済法

第一章	民事上の救済手段	九
-----	----------	---

第一節	概説	九
-----	----	---

第二節	損害賠償	六
-----	------	---

第三節	差止請求	九
-----	------	---

第四節	その他の救済方法	一七
-----	----------	----

第二章	行政上の紛争処理	三
-----	----------	---

第一節	公害紛争の処理	三
-----	---------	---

一	総説	三
---	----	---

二	あつせん	三
---	------	---

三	調停	三
---	----	---

四	仲裁	一六
---	----	----

目次		七
----	--	---

五 裁 定	一四〇
六 意見の申出	一五一
七 防衛施設に関する特例	一五一
第二節 公害苦情等の処理	一五三
一 公害苦情処理制度	一五三
二 公害苦情の処理状況	一五三
第三節 人権擁護委員制度	一五四
一 人権擁護機関の整備	一五四
二 人権擁護機関の活動	一五四
三 人権擁護機関の扱う公害問題について	一五五
第四節 行政不服審査	一五五
〔審査請求〕	一五五
一 概 説	一五五
二 事業者からの不服申立て	一五七
三 被害者からの不服申立て	一六〇
四 規制申立て	一六四

第三章 行政上の被害者救済……………二九

第一節 地方公共団体における被害者救済……………一六

一 熊本水俣病に対する救済措置……………一七〇

二 新潟水俣病に対する救済措置……………一七一

三 富山イタイイタイ病に対する救済措置……………一七三

四 四日市ぜん息に対する救済措置……………一七五

五 南陽町における救済措置……………一七五

六 高岡市における救済措置……………一七五

第二節 国における健康被害者救済……………一七五

一 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の制定……………一七五

二 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の限界……………一七六

三 公害健康被害補償法の制定……………一七六

第三節 行政上の被害者救済の展開……………一七五

一 地方公共団体における被害者救済の展開……………一七五

二 財産被害に対する救済……………一七〇

第四章 行政訴訟 三三

第一節 概 説 三三

第二節 公害行政訴訟の規範と理念 三三

一 実定法規範 三三

二 条 理 法 三四

三 環境法の理念 三四

第三節 公害行政訴訟の目的と機能 三七

一 目 的 三七

二 機 能 三六

第四節 公害抗告訴訟 三九

一 抗告訴訟の対象となる処分 三〇

二 訴えの利益・原告適格 三七

三 公害抗告訴訟の本案審理 三五

四 義務づけ訴訟・差止め訴訟 三五

第五節 住 民 訴 訟 三六

一 住民訴訟 三六

二 地方公共団体による代位訴訟 三七

第六編 公害対策と税制優遇措置

第一章 税制上の優遇措置……………二七

第一節 概 説……………二七

第二節 税制上の優遇措置の沿革……………二七

第三節 公害防止のための特別償却……………二七

一 公害防止用設備の初年度二分の一特別償却……………二七

二 中小企業者の公害防止施設の特別償却の特例……………二八

三 無公害化生産設備の初年度三分の一特別償却……………二八

四 工業用水道等への転換設備の初年度三分の一特別償却……………二九

五 廃棄物再生処理用設備の初年度三分の一特別償却……………二九

六 公害防止事業者負担金の特別償却……………二九

第四節 公害防止準備金……………二九

一 制度創設の趣旨……………二九

二 対象業種……………二九

三 積立限度額……………二九

四 公害防止準備金の金額の益金算入……………三〇

第五節	公害防止施設等の耐用年数の特例	三〇一
-----	-----------------	-----

一	汚水処理用減価償却資産	三〇一
---	-------------	-----

二	ばい煙処理用減価償却資産	三〇三
---	--------------	-----

三	工場緑化施設等	三〇四
---	---------	-----

第六節	特定の資産の買換えの特例	三〇四
-----	--------------	-----

第二章	中小企業等に対する資金融通	三〇七
-----	---------------	-----

第一節	中小企業金融公庫による融資	三〇八
-----	---------------	-----

一	公害防止貸付	三〇九
---	--------	-----

二	過密・公害移転等貸付	三一五
---	------------	-----

三	事業転換（公害転換）貸付	三二八
---	--------------	-----

第二節	国民金融公庫による融資	三三〇
-----	-------------	-----

一	公害防止貸付	三三一
---	--------	-----

二	過密・公害移転等貸付	三三三
---	------------	-----

三	事業転換（公害転換）貸付	三三三
---	--------------	-----

第三節	中小企業設備近代化資金による貸付け	三三三
-----	-------------------	-----

第四節	中小企業振興事業団による貸付け	三三〇
-----	-----------------	-----

第五節 公害防止事業団による助成	三三
事項索引	